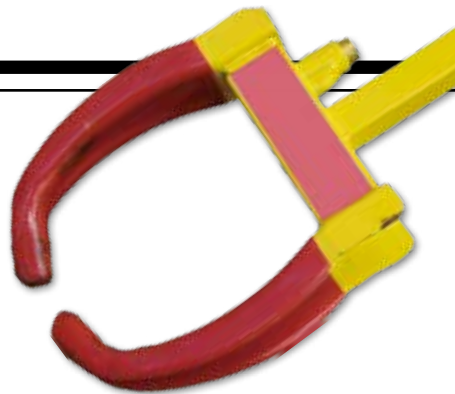


大切な財源の確保に向けて 市税の徴収に全力で取り組んでいます!



自動車差押(タイヤロック・ミラーズロック方式)を実施しています



①対象者

再三の催告にも応じない、市税・国民健康保険税を滞納している個人および法人

②実施内容

従来の不動産や預貯金・給与等の差し押さえに加え、自動車等の差し押さえをおこなっています。

なお、差し押さえた自動車等は運行・使用させないための措置としてタイヤロックを装着し滞納者等に保管命令を行います。その後納税されないときは引き揚げて公売することとなります。

※「自動車等」とは、自動車、軽自動車、オートバイなどを指します。

タイヤロックを装着した自動車等を隠ぺい、損壊等した場合、**地方税法第332条(滞納処分の罪)、刑法第96条(封印等破棄の罪)、刑法第252条第2項(横領の罪)**により、処罰されることがあります。

不動産・動産の公売を実施します

不動産の公売

1. 宜野湾市単独公売【予定】 公売日：1月31日(火) 公売場所：宜野湾市役所

番号	種別	地番等	見積価額
1	土地	宜野湾市我如古3丁目894番3、894番5	980万円
2	土地	宜野湾市真米原1丁目311番1	315万円
3	土地	宜野湾市長田3丁目476番6	評定中

- ・物件は現時点での予定です。今後追加、取下げ、変更する場合があります。
- ・物件の概要、面積、地図等の詳細については、市ホームページ等でご確認ください。
- ・見積価額が評定中の物件については、決定次第市ホームページでお知らせします。

動産の合同公売

2. 沖縄県と中部市町村の合同公売【予定】

沖縄県および市町村で差し押えた動産を一堂に展示し、公売します。

公売日：1月20日(金) 場所：イオンモール沖縄ライカム 3Fイオンホール

～ 1 / 31 (火) は市県民税第4期の納期限です ～

市税納期カレンダー

期別	税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期		5月2日	6月30日	5月31日
第2期		8月1日	8月31日	
第3期		12月26日	10月31日	
第4期		2月28日	1月31日	

～納税に困っている方は早めにご相談を～

失業などのやむを得ない事情や、本人や家族の病気などにより納付が困難な方は、随時納税相談を受け付けていますのでご連絡ください。

どれくらいの期間で差し押さえされてしまうの?

①納期限を過ぎる＝滞納の発生

納期限が過ぎても、中にはうっかり忘れてしまう方もいますので、そのままでは差し押さえはされません。納期限後20日以内に、もう一度文書で催促をします。それを「督促状」と呼んでいます。

②督促状の発送

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならないとされています。

③差押

最短で納期限から約1カ月で差し押さえられる可能性があります。

問合せ:納税課 ☎893-4411 内線246～259